

令和6年度建設産業女性活躍加速化促進事業委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和6年度建設産業女性活躍加速化促進事業委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

3. 業務の目的

建設産業は、他産業と比較して女性の就業率が低い一方、業務の ICT 化の進展等を通じて、女性の活躍がより一層期待できる産業である。

建設産業における女性の活躍のイメージを建設産業の経営者や従業員、職業選択を控えた若年層等に意識づけるとともに、現在建設産業に従事している女性の活躍の場をさらに広げ、入職・定着を促進し、建設産業の生産性の向上と人材不足の解消を図る目的で、この事業を実施する。

4. 業務の内容

建設産業における女性等の活躍をさらに加速させるため、経営者向けのトップセミナーを開催する。

また、女性職員等を対象に、急速に進展する建設現場の情報化等を活用し、測量や情報発信能力等を取得するスキルアップ講座等を実施するとともに、建設産業の女性活躍に係る情報発信を行う。

5. 委託業務内容

(1) 経営者向けトップセミナーの開催

- ・建設産業における女性の活躍のイメージを経営者に持ってもらうためのセミナー及び交流会を、原則として県内7箇所で開催する。
- ・今年度初めて参加する企業も理解しやすい内容とし、本県の建設産業の現状などを踏まえて、県内建設産業で女性の活躍を進めようとする機運醸成が高まる内容となるよう創意工夫を図る。
- ・県内各地から参加しやすく、幅広い集客につながることで、セミナー内容がスキルアップ講座やネットワークの構築においても活用することについても創意工夫を図ること。

(2) スキルアップ講座の開催

- ・体力面で不安感の大きい女性職員や経験の浅い若手職員が活躍できるためのスキルアップ講座を開催する。
- ・講座は、3講座程度かつ1講座あたり6回程度の開催となるようカリキュラムを設定する。

- ・講座は、建設産業における職域拡大を目指し専門的な技術・知識や、情報発信能力等を習得できるような内容が含まれているものとする。
- ・その他、コース設定やスケジュールなど魅力ある内容とし、新規受講者(想定 33 名程度)が参加しやすく、かつ、参加者同士の交流が深まるよう創意工夫を図ること。

(3) 建設産業女性ネットワークの構築

- ・令和2～5年度に実施した建設産業女性活躍推進事業において、会社や、職種(事務・技術)の枠を超えて、県内の建設産業に携わる女性の交流を深め、女性が働きやすい職場環境づくりの推進や、女性の視点を活かした建設産業の魅力の発信、好事例の横展開等を図るため、県内の建設産業で働く女性のネットワーク「BLOCKS FRIENDS」を構築している。このネットワークの事務局を担う。
- ・県内の建設産業で働く女性の中からネットワークに参加する新規会員を募集する。
- ・「BLOCKS FRIENDS」のHPを作成し運営する。
ページの内容は、県内建設産業で活躍する女性の紹介、女性活躍好事例の紹介、イベント情報等を含むものとし、広く建設産業の魅力発信につながるようなものとする。
また、委託期間終了後も会員同士の交流や魅力発信が継続できるよう SNS 等も活用するなど創意工夫を図る。
- ・ネットワーク会員等による定期交流会を開催する。(3回程度/年)
内容は、県内外で活躍する同業者による体験発表やネットワーク会員によるグループ討議、交流会等とし、建設産業で働く女性同士による交流促進につなげるための創意工夫を図る。

(4) 建設産業の女性活躍に係る情報発信

- ・建設産業経営者及び学生・保護者向けに、スキルアップ講座受講生による成果発表や好事例の水平展開、女性が活躍できる業務のPRなどを行う成果発表会を開催する。
- ・県内高校、大学を中心とした学生とその保護者等が成果発表会への興味関心を持ち、来場してもらうための仕掛けや、来場した学生と保護者に建設産業での女性活躍のイメージを深められるような工夫を行うこととし、その内容を提案書に具体的に記載すること。

(例)

- ・学生を対象としたセミナーを開催するほか、建設産業と関係のある企業数社のブースを設け、併せて建設産業で実際に活躍している女性が建設業界のPRを行う 等

(5) 建設産業で活躍する女性ロールモデル広報用のパンフレットの作成

- ・県内の建設企業で働く女性ロールモデルを紹介するパンフレットを作成する。
パンフレットは県内の高校生等へ配布するほか、県内の建設企業・関係団体へも配布する予定としている。
ロールモデルは5社・5名程度を紹介するものとし、印刷部数は 2,000 部程度とするが、予

算の範囲内で増刷や内容を変更することも可能とする。

その作成案・仕様案(ページ数の案)・掲載内容の案を提案書に記載すること。

(6) 委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成する。

(7) 記載している事業内容以外の内容で実施することが、本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できる場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、見直しについて協議するものとする。

6. その他留意事項

- ・県と緊密に連携し業務を行うため、専任担当者を配置すること。
- ・本業務に疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示により業務を実施すること。